

入 開 札 一 覧 表

入札執行 日 時	令和 6 年 9 月 17 日 午後 1 時 30 分		執 行 者	防災管財課長 西舘 峰夫 ⑩	
入札執行 場 所	野辺地町中央公民館 第 3 会議室		立 会 者	同 課長補佐 田中 仁 ⑩	
工事等の 番 号	業務 第 1 4 0 号		予定価格	¥ 円	
工事等の 名 称	野辺地小学校測量業務		入 札 書 比較価格	¥ 円	
工事等の 場 所	野辺地町字 寺ノ沢 地内		最低制限 価 格	¥ 円	
履行期限	令和 6 年 12 月 2 日まで		最低制限 比較価格	¥ 円	
入札者の名称・所在地			入札書記載金額		特記事項
			第 1 回目	第 2 回目	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

備考：落札金額は、落札者の入札書記載金額の欄に記入された金額に、当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

入 開 札 一 覧 表

入札執行 日 時	令和 6 年 9 月 17 日 午後 1 時 45 分		執 行 者	防災管財課長 西舘 峰夫 ⑩	
入札執行 場 所	野辺地町中央公民館 第 3 会議室		立 会 者	同 課長補佐 田中 仁 ⑩	
工事等の 番 号	工事 第 4 1 号		予定価格	¥ 円	
工事等の 名 称	野辺地町産直施設駐車場整備工事		入 札 書 比較価格	¥ 円	
工事等の 場 所	野辺地町字 野辺地 地内		最低制限 価 格	¥ 円	
履行期限	令和 7 年 3 月 21 日まで		最低制限 比較価格	¥ 円	
入札者の名称・所在地			入札書記載金額		特記事項
			第 1 回目	第 2 回目	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

備考：落札金額は、落札者の入札書記載金額の欄に記入された金額に、当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

入 開 札 一 覧 表

入札執行 日 時	令和 6 年 9 月 17 日 午後 2 時 00 分		執 行 者	防災管財課長 西舘 峰夫 ⑩	
入札執行 場 所	野辺地町中央公民館 第 3 会議室		立 会 者	同 課長補佐 田中 仁 ⑩	
工事等の 番 号	工事 第 3 号		予定価格	¥	円
工事等の 名 称	町立体育館屋根塗装等改修工事		入 札 書 比較価格	¥	円
工事等の 場 所	野辺地町字 観音林脇 地内		最低制限 価 格	¥	円
履行期限	令和 7 年 1 月 15 日まで		最低制限 比較価格	¥	円
入札者の名称・所在地			入札書記載金額		特記事項
			第 1 回目	第 2 回目	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

備考：落札金額は、落札者の入札書記載金額の欄に記入された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

入 開 札 一 覧 表

入札執行 日 時	令和 6 年 9 月 17 日 午後 2 時 15 分		執 行 者	防災管財課長 西舘 峰夫 ⑩	
入札執行 場 所	野辺地町中央公民館 第 3 会議室		立 会 者	同 課長補佐 田中 仁 ⑩	
工事等の 番 号	工事 第 4 4 号		予定価格	¥ 円	
工事等の 名 称	健康福祉ふれあいセンター屋根塗 装工事		入 札 書 比較価格	¥ 円	
工事等の 場 所	野辺地町字 下松ノ木 地内		最低制限 価 格	¥ 円	
履行期限	令和 6 年 10 月 31 日まで		最低制限 比較価格	¥ 円	
入札者の名称・所在地			入札書記載金額		特記事項
			第 1 回目	第 2 回目	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

備考：落札金額は、落札者の入札書記載金額の欄に記入された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。